

重症心身障害児(者)通園事業「ふくいくの園」の充実を求める意見書

重症心身障害児(者)通園事業を実施する施設は、現在、和歌山県内に7カ所あり、それぞれの地域で、在宅の重症心身障害児(者)の通所での日常生活動作や運動機能訓練・指導等の療育の場として利用されており、これら障害児(者)の福祉の増進に大いに寄与しています。

田辺・西牟婁障害保健福祉圏域においても、重症心身障害児(者)通園事業「ふくいくの園」が、平成11年10月1日に認可され、現在では1日に平均13人程度の重症心身障害児(者)が利用するまでになり、今後も養護学校卒業生等利用希望者が増えることが予想されています。

ところが、現在の「ふくいくの園」は、一部で県単独の費用での対応もしていただいているものの、基本的に、1日の利用人員5人が標準とされているB型施設で運営されていることから、職員体制の確保等の困難さにより、利用希望者の増加が1人当たりの利用日数に影響を及ぼし、そのことが、利用者の外出機会の減少や施設での訓練等の効果の減少につながることが心配されています。

このため、「ふくいくの園」が、1日の利用人員15人が原則であるA型施設として拡充されれば、田辺・西牟婁障害保健福祉圏域での在宅の重症心身障害児(者)及びその家族が安心して地域生活を送ることができるとともに、より一層の福祉の増進につながるものですが、現在、障害者自立支援法による障害福祉サービスの再編を受けて、重症心身障害児(者)通園事業もその内容の検討が進められ、その施設基準も緩和されることが予想されています。

県においては、今後とも、利用希望者の増えている「ふくいくの園」への、より一層の充実に向けた職員配置等にご配慮をいただくとともに、今後の制度改正においても、現在のA型施設と同様のサービスを利用できる体制へと整備されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月28日

田 辺 市 議 会

(提 出 先)

和 歌 山 県 知 事